

ドラグ・ショベルをセルフトラックに積み込んだところ、突然セルフトラックが動き出し河川敷に転落



発生状況

この災害は、ドラグ・ショベルを移動させるためセルフトラックに積み込んだところ、突然トラックが動き出し、ドラグ・ショベルともども河川敷に転落し、ドラグショベルのオペレータが死亡したものである。

X川支流であるY川右岸に連結ブロックを敷設することにより行う護岸工事(総延長76.8m)において、ドラグ・ショベル(全装備重量19,540kg)を移動させるため、堤防道路(勾配5°の傾斜地)にてセルフトラックに積み込んだところ、ドラグショベルが荷台上で停止した直後にセルフトラックが突然後輪を回転させながら後退し、堤防路肩下約3メートルの河川敷にドラグ・ショベルともども転落した。ドラグ・ショベルを運転していた被災者は、入院先の病院で外傷性ショックのため死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のことが考えられる。

- 1 セルフトラックの運転手が運転位置から離れる際、歯止めをする等の逸走を防止する措置を講じていなかったこと
- 2 セルフトラックについて、最大積載量を超える荷(ドラグ・ショベル)を積み込んだこと
- 3 ドラグ・ショベルを積み込む際、セルフトラックを5度の下り勾配のある路面に停止させて積み込み作業を行ったことであると考えられる。

また、セルフトラック運転手Bは、これまでに3回程度しかセルフトラックによる上記ドラグ・ショベルの積み込み作業をしたことがなかったことから、災害要因として、このような積み込み作業に関する経験が不足していたことが挙げられる。

対策

この災害は、ドラグ・ショベルを移動させるためセルフトラックに積み込んだところ、突然トラックが動き出し、ドラグ・ショベルともども河川敷に転落し、ドラグショベルのオペレータが死亡したものである。

こうした災害を防止するためには次のような対策を講ずる必要がある。

- 1 セルフトラックの運転手が運転位置から離れる際、歯止めをする等、有効な逸走防止措置を講じること
- 2 セルフトラックについて、最大積載量その他の能力を超えて使用しないこと
- 3 セルフトラックを用いて荷の積み卸しを行う場合には、平坦で堅固な場所で行うこと

また、間接的災害要因に対する対策として、関係労働者に対し、セルフトラックの荷の積み込み作業に係る安

全教育を行い、安全な作業方法を周知させることが必要である。

業種	河川土木工事業	
事業場規模	5～15人	
機械設備・有害物質の種類 (起因物)	トラック	
災害の種類(事故の型)	墜落、転落	
建設業のみ	工事の種類	河川土木工事
	災害の種類	えん堤から墜落
被害者数	死亡者数：1人 不休者数：－	休業者数：－ 行方不明者数：－
発生要因(物)	接地なし、不十分	
発生要因(人)	憶測判断	
発生要因(管理)	安全装置の調整を誤る	

NO.100033